

令和 2 年度 徳島県企業局内部統制評価報告書

徳島県企業局長は、地方自治法第150条第 4 項の規定を準用した評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

徳島県企業局長は、徳島県企業局の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 3 1 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「徳島県企業局内部統制に関する方針」（令和 2 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針に則って、「財務に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、リスクを一定の水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保するものです。

2 評価手続

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日）を評価対象期間とし、令和 3 年 3 月 3 1 日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」を踏まえ、「財務に関する事務」について、内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

評価手続に則って、評価を実施した結果、「財務に関する事務」に係る内部統制は、「評価基準日において有効に整備」及び「評価対象期間において有効に運用」されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 3 年 8 月 1 8 日 徳島県企業局長 黒下 耕司

徳監第2035号
令和3年9月2日

徳島県企業局長 黒下 耕司 殿

徳島県監査委員	近 藤 光 男
同	岡 崎 悦 夫
同	大 寺 健 司
同	原 徹 臣
同	福 山 博 史

令和2年度徳島県企業局内部統制評価報告書の審査意見について

令和3年8月18日付け徳企局第266号の依頼により審査に付された令和2年度徳島県企業局内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和２年度 徳島県企業局内部統制評価報告書審査意見書

1 監査等の種類

内部統制評価報告書審査

2 審査の対象

令和２年度徳島県企業局内部統制評価報告書

3 審査の着眼点

監査委員による令和２年度徳島県企業局内部統制評価報告書の審査は、徳島県企業局長が作成した内部統制評価報告書について、徳島県企業局長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

4 審査の実施内容

令和２年度徳島県企業局内部統制評価報告書について、徳島県企業局長から報告を受け、「徳島県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成３１年３月総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を踏まえ、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果及び意見

令和２年度徳島県企業局内部統制評価報告書審査の結果について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。引き続き、「リスク評価シート」を活用したリスク発現の防止・抑制や対応策の継続的な再評価・見直しなどによる効果的な制度運用に努められたい。